様式第百三第４面の次に次の一面を加える。

第５面

２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わない場合であつて、公衆衛生上の危険の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。
３　当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第69条第５項の規定を準用する。
（緊急時における厚生労働大臣の事務執行）
第81条の２　第69条第２項及び第72条第４項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。
２　（略）

様式第百五第２面及び第３面を次のように改める。

第２面

薬事法（昭和35年法律第145号）抜すい
（立入検査等）
第69条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者、製造業者、第14条の11第１項の登録を受けた者、医療機器の修理業者又は第18条第３項、第68条の９第６項若しくは第77条の５第４項の委託を受けた者（以下この項において「製造販売業者等」という。）が、第12条の２、第13条第４項（同条第７項において準用する場合を含む。）、第14条第２項、第９項若しくは第10項、第14条の３第２項、第14条の９、第14条の13、第15条第１項、第17条（第40条の３において準用する場合を含む。）、第18条第１項若しくは第２項（第40条の３において準用する場合を含む。）、第19条（第40条の３において準用する場合を含む。）、第22条、第23条（第40条の３において準用する場合を含む。）、第40条の２第４項（同条第６項において準用する場合を含む。）、第40条の４、第46条第１項若しくは第４項、第58条、第68条の２、第68条の８第１項、第68条の９第１項若しくは第６項から第８項まで、第77条の３第１項若しくは第２項、第77条の４、第77条の４の２第１項、第77条の４の３、第77条の５第１項若しくは第４項から第６項まで若しくは第80条第１項の規定又は第71条、第72条第１項から第３項まで、第72条の４、第73条若しくは第75条第１項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該製造販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、工場、事務所その他当該製造販売業者等が医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。
２・３　（略）
４　厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前３項に定めるもののほか必要があると認めるときは、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、第14条の11第１項の登録を受けた者、医療機器の賃貸業者